

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第4号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
第1条～第18条（略）			第1条～第18条（略）		
(処理計画作成の指示)			(処理計画作成の指示)		
第18条の2 市長は、必要と認めるときは_____、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。			第18条の2 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。		
第18条の3～第34条（略）			第18条の3～第34条（略）		
別表1(第26条関係)			別表1(第26条関係)		
手数料の種類	取扱区分	金額	手数料の種類	取扱区分	金額

現行				改正案			
家庭廃棄物処理手数料	(略)			家庭廃棄物処理手数料	(略)		
	ごみ焼却施設への直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき128円		ごみ焼却施設への直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき140円
	ごみ処理場の直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき231円		ごみ処理場の直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき250円
事業系一般廃棄物処分手数料	(略)			事業系一般廃棄物処分手数料	(略)		
	ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき217円		ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき240円
	ごみ処理場の直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき343円		ごみ処理場の直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき380円
生ごみ処理場への直接搬入	(略)			生ごみ処理場への直接搬入	(略)		
	ごみ処理場への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき93円		ごみ処理場への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき110円
リサイクル	(略)			リサイクル	(略)		

現行			改正案				
	クルセ ンター への直 接搬入 ごみ	棄物のうち、リサイクルセ ンターで処理 するごみを直 接搬入したも のを処分する とき。	につき114円		クルセ ンター への直 接搬入 ごみ	棄物のうち、リサイクルセ ンターで処理 するごみを直 接搬入したも のを処分する とき。	につき120円
し尿処理 手数料			10リットルに つき50円	し尿処理 手数料			10リットルに つき65円
備考			備考			処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。	
1 処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。			2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集場所1回につき880円を加算する。				
別表2(第28条関係)			別表2(第28条関係)				
手数料の 種類	取扱区分	金額	手数料の 種類	取扱区分	金額		
産業廃棄 物処分手 数料	(略)	10キログラム につき509円	産業廃棄 物処分手 数料	(略)	10キログラム につき510円		
備考 (略)			備考 (略)				
別表3 (略)			別表3 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物

及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。